



平成 27 年 1 月 5 日

各 位

上場会社名 マブチモーター株式会社  
代表者 代表取締役社長 大越 博雄  
(コード番号 6 5 9 2 東証第 1 部)  
問合せ先責任者 執行役員管理本部長 伊豫田 忠人  
(TEL. 0 4 7 - 7 1 0 - 1 1 2 7)

## 株式分割に伴う原則的な配当算定基準に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 1 月 1 日をもって株式分割を実施したことに伴い、当社の原則的な配当算定基準を以下のとおり変更いたしますのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 原則的な配当算定基準の変更について

当社は 会社の成長・発展に必要な研究開発並びに設備投資用資金を内部留保によって賄い、財務の健全性を維持しつつ、業績に応じて株主に対する利益還元を積極的に行うことを基本方針としております。

この方針の下、急激な経営環境の悪化による著しい業績低迷時を除き、長期安定的な配当である普通配当 1 株当たり年 60 円を継続的に実施し、これに事業成果としての連結純利益の 30%を 1 株当たり換算した特別配当を併せて実施することとしてまいりました。

このたび、当社は、平成 27 年 1 月 1 日をもって普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を実施したことに伴い、上記の原則的な配当算定基準の「普通配当 1 株当たり年 60 円」を「普通配当 1 株当たり年 30 円」へ変更いたします。また、特別配当の算定基準(連結純利益の 30%を 1 株当たり換算)は従来どおり変更はありません。

なお、本件は、株式分割に伴う配当算定基準の変更であり、実質的な変更はありません。

#### 2. 適用時期

平成27年12月期(平成27年1月1日～平成27年12月31日)より適用いたします。

以 上